

平成 30 年 7 月 5 日

平成 30 年度 ビルクリーニング技能検定
(1 級、3 級)
実施公示

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

職業能力開発促進法施行規則（第 66 条第 3 項の規定）に基づき、ビルクリーニング技能検定（1 級、3 級）の実施について次のとおり公示いたします。

1. 実施する職種

ビルクリーニング職種

2. 実施等級および作業

1 級ビルクリーニング作業

3 級ビルクリーニング作業

3. 試験の方法

試験は学科試験および実技試験を行います。また、試験問題および試験時の説明は日本語によって行います。

(1) 学科試験

等級	設問	制限時間	合格基準
1 級	真偽法 25 問及び択一法 25 問	60 分	満点(100 点)の 65%以上
3 級	真偽法 25 問	60 分	

(2) 実技試験

1) 実技作業試験

等級	課題	標準時間	打切時間	合格基準
1 級	課題 1：弾性床表面洗浄作業	17 分	19 分	各課題 40%以上及 び、1 級において は実技ペーパーテ ストを含めた合計 の 60%以上
	課題 2：繊維系床部分洗浄作業	10 分	12 分	
	課題 3：壁面洗浄作業	8 分	10 分	
3 級	課題 1：弾性床清掃作業	12 分	14 分	
	課題 2：ガラス面洗浄作業	8 分	10 分	
	課題 3：トイレ日常清掃作業	8 分	10 分	

2) 実技ペーパーテスト

等級	ペーパーテスト	制限時間	合格基準
1 級	ビルクリーニング作業における積算見積等に関する問題	60 分	満点(20 点)の 40% 以上

4. 実施期日、実施場所等

(1) 実施期日

項目	日程	備考
受検案内配布	2018年8月7日(火)	
受検申請受付	2018年8月20日(月) ～9月12日(水)	消印有効
受検票発送	2018年11月5日(月)	受検票投函日
学科試験 実技ペーパーテスト	2018年11月25日(日)	
実技作業試験	2018年11月26日(月) ～2019年2月12日(火)	
合格発表	2019年3月29日(金)	合格通知投函日

(2) 実施場所

当協会が指定する場所

(3) 実技試験問題の公表

実技作業試験問題は、あらかじめ受検申請者あてに受検票とともに送付します。

5. 平成30年度1級ビルクリーニング技能検定留意事項

生年月日証明書の提出	生年月日を確認するため、証明書（免許証、健康保険証、住民票、住民基本台帳カード等）の写しを申請書に添付し、提出して下さい。
一部合格者に対する有効期限の設置	1級の一部合格者については、学科試験又は実技試験に合格した日から、3年間を（最終年度にあつては年度終わりまで）有効期間とします。ただし、平成28年度までの1級の一部合格者については、平成33年度の終わりまでを有効期間（5年間）とする経過措置を設けます。

6. 平成30年度3級ビルクリーニング技能検定留意事項

受検手数料の減免措置	3級を受検する35歳未満の方で、受検手数料の減額を希望する方は、受検手数料の一部（実技試験手数料15,000円のうち9,000円）を減額します。（平成30年4月1日現在で35歳未満の方）
生年月日証明書の提出	生年月日を確認するため、証明書（免許証、健康保険証、住民票、住民基本台帳カード等）の写しを申請書に添付し、提出して下さい。
一部合格者に対する有効期限の設置	3級の一部合格者については、学科試験又は実技試験に合格した日から、3年間を（最終年にあつては年度終わりまで）有効期間とします。

7. 受検申請の手続き

(1) 提出書類

技能検定受申請書（以下「申請書」という。）

(2)受付

受付期間内に、必要事項を記載した申請書及び添付資料を添えて、ご提出下さい。

(3)受付場所

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会(問合せは下記参照)

(4)受検申請に関する注意事項

申請書は、当協会にて配布いたします。なお、申請書類の郵送を希望する場合は、当協会あてに連絡の上、ご請求ください。

8. 受検手数料および納付方法

(1)受検手数料(非課税)

等級	学科試験	実技試験	合計
1級	3,700円	20,000円	23,700円
3級	3,000円	15,000円	18,000円

注) 3級(35歳未満)の受検者のうち、希望者については実技試験の受検手数料減免措置が受けられます。

(2)納付方法

学科試験および実技の受検手数料は、当協会が指定する方法で納付してください。なお、納付された手数料は、申請後の辞退・取り消し、試験の欠席などの理由があっても一切返還いたしません。

9. 合格発表

(1)合否結果の通知

合否の結果は、当協会から書面で通知します

(2)一部合格の通知(学科試験又は実技試験のいずれか一方の合格者)

学科試験又は実技試験のいずれか一方の合格者には、一部合格として当協会から書面で通知します。

(3)技能検定合格証書等の交付

技能検定合格者には、1級は厚生労働大臣名、3級は指定試験機関(公益社団法人全国ビルメンテナンス協会)会長名を記載した合格証書を交付します。

10. 問合せ等

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会技能検定係

〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5F

TEL 03-3805-7560 / FAX 03-3805-7561

URL <http://www.j-bma.or.jp> / E-Mail info@j-bma.or.jp